

## 「個別の指導計画の作成・活用について」

教諭(兼)教育専門監 菅原 咲希子



今年度がスタートして3か月。臨時休校から学校が再開し、三密を避けるなどの配慮を必要としながらも、落ち着いた学校生活を送れるようになってきたように感じられます。本校のセンター的機能としても、必要な配慮をしながら、地域の園や学校等の特別支援教育に関するご相談について、一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回は、「個別の指導計画」についてお伝えしたいと思います。

### ◆学習指導要領から◆

今年度から順次施行される学習指導要領では、きめ細やかな指導や支援につなげるために、特別支援学級や通級による指導においては『個々の実態を的確に把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するものとする』（義務規定）と示されています。通常の学級に在籍している学習・生活上、特別な教育的支援が必要な子ども（通級による指導を受けていない）についても、作成と活用を努めることとされています。

また、特別の教育課程の編成に関しては、特別支援学級では「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れること」、通級による指導では「自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする」ことが明記されています。

### ◆個別の指導計画の作成・活用◆

「個別の指導計画」を作成する際には、子どもや保護者の願いに基づいて、担任が園・校内委員会や関係者と連携して作成します。子どもや保護者と、また教師間で、指導の方向性や目標、内容、手立て等について確認、共通理解を図ることが大切です。

作成後は、計画に基づいて指導した結果、子どもがどのように変わったか、目標や指導の内容・手立てが適切であったかを定期的に評価し、指導の改善を具体的に図ることが大切になります。複数の目で子どもを見守ることで、成長や変容を多面的に捉えることができ、計画の適切な評価にもつながります。

また、進級や進学等の際には子どもがスムーズに適應できるように丁寧に引継ぎが行われ、必要な支援が確実に引き継がれることが必要です。「個別の指導計画」には課題、指導目標、内容、手立て、指導の結果などが整理されており、活用することで切れ目のない継続的な支援のために有効なものとなります。

各園や学校にご協力をお願いしている年度末のセンター的機能に関するアンケートでは、「個別の指導計画」の活用が課題の一つとしてあげられていました。子どもや保護者との共通理解に、きめ細やかな指導のために、職員間での検討や共通理解に、引継ぎに・・・「個別の指導計画」をすぐに取り出せるところにおいてご活用ください。



※学習指導要領の各教科の解説「指導計画作成上の配慮事項 障害のある児童（生徒）への配慮についての事項」や、特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」の「自立活動の内容」に例や配慮事項が示されていますので、参考にご覧になってみてください。

# 横手支援学校の「職業教育」について

支援部主任 藤谷 淳一

今年度、本校は県から「特別支援学校就労・職場定着促進事業」の委嘱を受け、県南地区の事務局校となっております。事業内容の一つとして、「中学部段階からの職業教育の充実」が挙げられています。本校では特別支援学校のセンター的機能として、次の2点について取り組んでいく予定です。

- ①（中学校特別支援学級の生徒と）「作業学習を通じた交流及び共同学習の実施」
  - ②「中学校特別支援学級への特別支援学校における職業教育の情報提供」
- ①については、別紙リーフレットをご覧ください。②については本誌 支援部報「よこてネット」において、本校の「職業教育」についてリレー掲載を予定しています。
- 今号では“基本のき”として、「職業教育」と「作業学習」についてお答えします。

## Q & A 「職業教育」とは？

「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である（H23 中央教育審議会答申）」と示されています。「キャリア教育」との関係は下表のとおりです。

	育成する力	教育活動
職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度	特定の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。

「キャリア教育」は職業教育を含んだ広意義での意識、知識、能力、技能を育成します。ただし、知的障害のある生徒に対する職業教育は、特定の職業に就くための教育ではなく、将来の社会参加を目指し、社会人や職業人として必要な知識や技能及び態度の基礎を身に付けることを重視（※）しています。特別支援教育では、「職業教育」「キャリア教育」のどちらの視点も大切にしています。

（※H31 特別支援学校学習指導要領解説知的障害教科等編（下）（高等部））

## Q & A 「作業学習」とは？

特別支援学校学習指導要領解説には、「作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。」と定義しています。

生徒は仲間とテーマやゴールを共有しながらいろいろな作業活動（木工、縫製、窯業、農耕、リサイクル等）に取り組んでいます。

教師は個々の教育的ニーズに応じて作業内容や役割分担、手立ての検討等をきめ細かに行います。また、生徒が自分でめあてを立て、作業を通して達成感を味わい、働く楽しさや大切さなど、職業生活の基盤となる力を身に付けていくのが「作業学習」となります。



次号は、横手支援学校中学部の「職業教育（作業学習）」について、中学部 特別支援教育コーディネーターの瀬戸 実枝子が担当します。



### 教育相談等の問い合わせ先

秋田県立横手支援学校（小・中学部）教頭 佐々木 誠 TEL 0182-33-4166  
高等学校特別支援隊事務局（高等部）教頭 熊谷 司 TEL 0182-33-4167

派遣依頼文書の様式は横手支援学校ホームページ（<http://www.yokote-s.akita-pref.ed.jp/>）からダウンロードできます。